

山形県第二期イノシシ管理計画の改定方針（素案）について

◆現行計画の概要（山形県イノシシ管理計画 H28.4～）	◆課題、検討及び変更を要する事項	◆策定方針（案）
1 計画策定の目的及び背景（略）	● 第一期イノシシ管理計画について追加記載	⇒ 第一期イノシシ管理計画について記載
2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンイノシシ（Sus scrofa leucomystax）		
3 計画の期間 平成28年3月31日～令和3年3月31日	● 第二期となる計画期間	⇒ 令和3年4月1日～令和8年3月31日
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域		
<p>5 イノシシに関する現状</p> <p>ア 捕獲の状況（略） イノシシは、平成14年1月に天童市東部で1頭が捕獲されて以来、5年間は散発的な捕獲に止まっていたが、平成19年度から増加傾向を見せ、平成26年度は狩猟114頭、有害鳥獣捕獲38頭の計152頭が捕獲されている。また、本県においてイノシシは、生息密度に濃淡はあるものの、既にほぼ全域に生息域を拡大しているものと考えられる。</p> <p>(2) イノシシの生息環境（略）</p> <p>(3) 農作物の被害状況 平成19年度における上山市及び天童市での被害を最初に、被害発生市町村数は増加傾向にあり、平成26年度は、稲、飼料作物、かぼちゃ等の野菜など、61.4haの面積で178.7トン、19,760千円相当の被害が発生している。</p>	<p>● これまでの期間（第1期）に管理計画（保護管理計画）により実施してきた被害対策、捕獲を踏まえたイノシシの生息状況、農作物被害状況について記述が必要。</p>	<p>⇒ 第1期（H28～R2）において資料2 02 イノシシメッシュ集計（H30暫定）推定頭数並びに捕獲した頭数、被害防止計画の策定数、農作物被害についてそれぞれの推移を記載 （平成13年度からのグラフ資料から直近10年程度のグラフで記載する等データ数にあわせて変更する）</p> <p>⇒ 第一期末の状況を記載 ⇒ 令和元年度の農作物被害状況を記載</p>
<p>6 管理の目標と基本対策</p> <p>(1) 目標設定の考え方 ・ 本県に生息するイノシシが、農地や集落周辺に侵入することを防止し、これらの地域での摂食等に依存し生息数を増加させる状況を可能な限り排除するとともに、一定の捕獲圧を加えることにより生息数の抑制を図ることを基本目標とする。</p> <p>(2) 基本目標</p> <p>ア 農作物被害対策（被害防除）の徹底 被害が発生する農地の農作物を、場所によってはニホンザル、ツキノワグマへの対策と合わせて電気柵等でしっかりと守り、イノシシが農作物に依存できないような環境整備を進めていく。</p> <p>イ 生息環境管理の普及・徹底 集落周辺の除草や農地における廃果等の除去、林縁部の緩衝林整備、里山の放任果樹伐採など、農地周辺においてイノシシが生息しにくい環境づくりに向けた取組み（集落点検）を普及し、徹底させていく。</p> <p>ウ 狩猟による捕獲圧の確保 イノシシに限定して狩猟期間を延長し、捕獲圧を高めることによって生息数の抑制を図っていく。</p> <p>エ 農作物被害対策と合わせた個体数の調整 農作物に依存して生息数を拡大させているとみられる個体群を対象に、通年の捕獲により個体数を調整することとする。</p> <p>オ イノシシ及びブタの人為的な野外放逐の防止 飼育しているイノシシの人為的な野外への放逐、イノシシとの交雑の原因になるブタの粗放的飼育が行われないよう、関係機関等が連携して普及啓発や指導等の対応を進める。</p>	<p>● 政府目標（H25からH35までの10年で加害群の数を半減）に整合し、かつ、達成度の把握が現実的に可能な目標に改めることが必要。 また、集中捕獲キャンペーンが実施されることとなっており、捕獲頭数や手法についてについて考慮することが必要。 加えて、農林水産省でも野生イノシシ捕獲を強力に推進する可能性があり、動向を注視する必要がある。</p> <p>● 日本国内でCSF（豚熱）が平成30年9月に発生し、同月に野生イノシシからCSFの陽性事例が確認されており、イノシシ捕獲の取り扱いについて追加することが必要。また、侵入防止柵の義務付け（R2.3.9飼養衛生管理基準・R2.7.1施行）がなされており追記が必要。</p> <p>● ほとんどの市町村でイノシシが目撃され、25市町村で農作物の被害が発生しており、今後も被害地域が広がる可能性があるため、被害面積や量の目標ではなく、被害金額を目標に変更することが必要。</p>	<p>⇒ 個体数調整に頼らず、狩猟による捕獲の拡大を組み合わせ、中長期的に減少させていくことを基本とし、政府目標とイノシシ生息状況調査（H25～H35半減に見合った数を算定）で判明した頭数の整合をとりながら、R3～R7の期間に何頭減少させる」といった目標を設定する。 また、令和2年度から政府が掲げる集中捕獲キャンペーンが実施され、目標捕獲頭数が期間限定で増加する事についても考慮して記載する。</p> <p>⇒ イノシシの捕獲について、より一層の強化を行うことを記載。</p> <p>⇒ CSF（豚熱）について、感染症拡大防止の取組等を記載。また、捕獲時の取扱いについて記載。 ⇒ 令和2年7月1日に施行された飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の基準に従い、飼育するよう記載内容を変更する。</p> <p>⇒ 県全体のイノシシによる被害金額を抑制することを目標とする。</p>
<p>7 管理の目標達成に向けた具体的取組み</p> <p>(1) 農作物被害対策（被害防除）</p> <p>ア 農作物被害を防止し、イノシシの農作物に対する依存を減らすには、農地に対するイノシシの侵入を防ぐことが重要であり、電気柵等の侵入防止柵を設置し、適切な管理により侵入防止効果を持続することが重要。</p> <p>イ イノシシによる被害防止に継続的な効果を発揮し農作物に対する依存を減らすには、侵入防止柵による取組みが、地域において可能な限り広く行われることが必要であり、市町村、総合支庁、農業協同組合等の担当職員は、技術指導や巡回等の機会を通じ、被害が発生する地域の農業者に対し、侵入防止柵の適切な設置及び維持管理について助言し、被害が発生する地域全体での取組みとなるよう努める。</p>	<p>● 「6 管理の目標と基本対策」の見直し後の目標、対策に見合った記述に改めることが必要。</p> <p>● 個体数調整については各市町村で鳥獣被害防止計画を作成しており見直しが必要。</p> <p>● 具体的な目標の設定について見直すことが必要</p>	<p>⇒ 「6 管理の目標と基本対策」と整合する内容で、具体的に記載するとともに捕獲対策の実施基準を記載する。</p> <p>⇒ 捕獲頭数の基準として、令和2年度に実施するイノシシ生息状況調査で判明する県内の生息頭数を元に、第二期計画終了時点の令和7年度で生息頭数を半減させることを目標とする。</p>

<p>ウ 侵入防止柵を設置するにあたっては、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金や県による支援制度を活用し、ツキノワグマ等の他の鳥獣に対する効果も考慮し、周辺の農地や里山の管理などと合わせ検討する。また、農業者は、自ら鳥獣被害対策指導者養成研修等に参加し、適切な設置及び維持管理を図ることを推奨する。</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>ア イノシシは農作物以外にスギナやクズの根などの雑草も主な餌とし、適切に農地の除草を行うこと。</p> <p>イ 農地や集落に廃果等の放置をしない、また、集落内や周辺の放任果樹を徹底的に管理する必要がある。</p> <p>ウ 緩衝林の整備を図った場合には、林縁部の下層植生の除草を継続して実施し、イノシシが近づきにくい集落環境にする。効果を持続させるには、林縁部の除草が重要な観点となるから、市町村が整備するにあたり、維持管理の継続や、地域住民等の条件を確認し、合意を図っておく。</p> <p>(3) 狩猟による捕獲圧の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシは、農業者にとって有害な鳥獣である反面、狩猟者にとっては魅力の高い狩猟資源である。また、本県の狩猟期間は積雪期でイノシシの行動場所が限定的になり、銃による捕獲を行うには好適な時期にあたる。 ・ 積雪期における狩猟により捕獲圧を確保し、生息数を抑制することを目的に、法第14条第2項の規定により、イノシシについて法第11条第2項により限定された狩猟期間を次のとおり延長させるもの。 〈適用する区域〉山形県の区域 〈イノシシの狩猟期間〉毎年11月15日から翌年3月31日まで また、昨今の狩猟者数の減少に対応するため県は、一般社団法人山形県猟友会が行う新規狩猟者に対するセミナーや講習会、及び助成事業等に支援を行い、狩猟免許試験の受験機会の拡大に努めるものとする。 <p>(4) 個体数調整（第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項）（略）</p> <p>(5) イノシシの人為的な野外放逐の防止（略）</p> <p>(6) 被害等の発現段階に応じた管理の取組みの推進（略）</p> <p>(7) 具体的な目標の設定（略）</p> <p>(8) モニタリング及び目標の管理（略）</p> <p>(9) 事業実施に向けた予算の確保（略）</p>	<p>● 飼養衛生管理基準（豚、いのしし）が令和2年7月1日に施行されるため、基準にあった変更が必要</p>	<p>⇒ 農作物被害金額の基準については、令和元年度（集計上間に合わないため令和元年度）の山形県での被害金額を元に、第二期計画終了時点の令和7年度で農作物被害金額を半減させることを目標とする。</p> <p>⇒ 被害防除対策、生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせた総合的な対策を「集落単位」で実施する被害対策を推進する。</p> <p>⇒ 個体数調整の実施期間については、農作物被害対策で電気柵を設置することにより被害を防止できることから、電気柵が普及し被害金額が減少傾向を示し、状況が安定するまでの間、イノシシの個体数調整の事業を実施する。</p> <p>⇒ 市町村の個体数調整の見直し（削除）を行う。</p>
<p>8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項</p> <p>(1) イノシシの捕獲等において配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの捕獲にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが高く上部に脱出口を備えた箱わなを使用するよう十分に留意すること。 ・ くくりわなや猟銃の使用にあたっては、人身被害又は錯誤捕獲の発生を防止するため事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施する。 <p>(2) 管理の担い手の確保と人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等の推進に関する指導者の研修等を実施することにより、本計画の基本目標を達成するための基盤となる人材の育成を図る。 <p>(3) 捕獲個体の処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟の促進を図るため、野生鳥獣肉の食品衛生に関する情報等、捕獲個体の利用又は処分の安全・安心に必要な情報の収集と狩猟者への提供に努める。 <p>(4) 各主体が果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種特定鳥獣管理計画の目的を達成するため、地域住民の理解や協力を得ながら関係団体は、相互に密接な連携のもとに、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理等の各種施策の実施に取り組むものとする。 ・ モニタリング等の情報は、特定鳥獣保護管理検討委員会において評価・検討を行ったうえで、市町村や関係団体等の関係機関へフィードバックし、被害対策等に反映していくものとする。 <p>(5) 隣接県等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進又は次期計画の策定にあたり、隣接県が定める第二種特定鳥獣管理計画との調整を図る。 <p>(6) 普及啓発、広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの生態への理解や農林業被害の防除の重要性、防除技術等の習得を図ることを目的とした研修機会の設定や広報活動を推進する。 ・ 第二種特定鳥獣管理計画の推進にあたっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県はホームページ等により公表するほか、自然保護関連行事等を通じて普及啓発を行う。 		